

特定工場新設(変更)届出調査書

整理番号	受理年月日	調査作成者
(届出者)		
名称 A食品株式会社 茨城県水戸市笠原町〇番〇		
所在地		
担当者 総務課 〇〇 〇〇	TEL 029-301-3533	
(届出工場)		
名称 A食品株式会社 茨城工場		
設置場所 茨城県三の丸〇丁目〇番〇号		
業種 食料品製造業(肉製品製造業)	細分類番号 0912	生産施設の準則値 65 %
名称 ハソーセージ	生産能力 1,000 t/日 1,300 t/日	生産数量 900 t/日 1,200 t/日
敷地面積 ( )内は今回申請分	100,000 m <sup>2</sup> ( +100,000 m <sup>2</sup> )	団地名 団地総面積
建築物	20,000 m <sup>2</sup> ( +20,000 m <sup>2</sup> )	緑地
生産施設	16,000 m <sup>2</sup> ( +16,000 m <sup>2</sup> )	緑地以外の 環境施設
緑地	21,000 m <sup>2</sup> ( +21,000 m <sup>2</sup> )	その他の 共通施設
緑地以外の環境施設	5,000 m <sup>2</sup> ( +5,000 m <sup>2</sup> )	工場の敷地面積
敷地面積 ( )内は今回申請分	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	工場周辺の状況
緑地	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
緑地以外の環境施設	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
生産施設(含む既存分)	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
工場内+団地割戻敷地面積	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	

日本標準産業分類  
により記載

〇 届出に関する面積表示は小数点以下切り捨て。(以下の書類も同様)  
 〇 届出内容にスクラップ(除去)する面積がある場合は、-(マイナス)で、  
 ビルド(増設)する面積がある場合は、+(プラス)でそれぞれ表示。  
 《例》 (+1,000, -500)

〇 団地特例適用工業団地のみ記載  
 鹿島臨海、波崎、中郷、南中郷、赤浜、伊師、日立北、平原南部、  
 那珂西部、常陸太田、宮の郷、水戸北部、茨城中央、笠間稲田石材、  
 岩井幸田 (平成21年1月現在)  
 ※ なお、該当がある場合には、別紙「工業団地の面積並びに工業  
 団地共通施設の面積及び配置」を作成・添付すること。

特定工場の新設(変更)の趣旨説明書

1. 会社概要

(フリガナ) エーシヨクヒンガブシキガイシャ 資本金 1億円  
 会社名 A食品株式会社  
 住所 茨城県水戸市笠原町〇番〇  
 郵便番号 〒310-8555

設備投資予定額 (百万円) 855百万円  
 (内用地費) (百万円) 50百万円

2. 新設(変更)の内容(各施設の単位を標準にして該当するものに〇印をつけてください。)

生産施設	新設	増設(築)	改築(全部、一部)	撤去(全部、一部)
緑地	新設	増設	配置換え	撤去(全部、一部)
緑地以外の環境施設	新設	増設	配置換え	撤去(全部、一部)

3. 新設(変更)の趣旨説明

- 生産施設  
ハム・ソーセージの生産施設(16,000㎡)を新設する。
- 緑地  
緑地は概ね敷地周辺に配置し、既存の自然林を有効に生かし、環境をできるだけ保全する。
- 環境施設  
敷地の西側にテニスコート(5,000㎡)を新設する。
- 製品名  
ハム、ソーセージ
- 敷地面積  
100,000㎡

〇 届出に於じ、いずれか該当する文字を〇で囲む。  
 新設...工場新設の届出時  
 ただし、増設等により新たに届出対象となる工場については、  
 増設を〇で囲む。  
 増設...新たに生産施設等を増設する場合や、既存の生産施設の増設等  
 の場合に〇で囲む。  
 改築...生産施設の全部又は一部を面積を変更しないまま改築する場合  
 などに〇で囲む。

届出の理由を記載する。  
 生産施設、緑地、環境施設、製品名及び敷地面積の5つの項目について、具体的  
 な届出内容等を簡潔に記載する。

備考 1. 趣旨説明については、届出理由及び生産施設、緑地、環境施設、製品名、敷地面積の項目毎に分けて届出内容を簡単に  
 記載すること。  
 2. 標題のうち「新設(変更)」については届出に於じいずれか該当する文字を〇で囲むこと。  
 3. 工場案内等の会社概要説明書があれば添付して下さい。

特定工場新設(変更)届出書 (一般用)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇知事 (市町村長) 殿

届出者 茨城県水戸市笠原町〇番〇  
 名称 A食品株式会社  
 代表者 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

代理人 茨城県水戸市三の丸〇丁目〇番〇号  
 名称 A食品株式会社茨城工場  
 代表者 工場長 〇〇 〇〇 印

(担当者) 総務課 〇〇 〇〇  
 電話 029-301-3533

代理人による届出の場合には、委任状を添付し、届出者と代理人を併記したうえで、代理人の印を押印。(本人届出の場合には代理人欄は不要。)

担当者欄には、この届出の内容についての質疑応答のできる担当者の連絡先を記載。

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場所在地の調査等に關する法律の制定改正に關する法律(昭和49年法律第108号)以下「新設工場法」といふ。)附則第3条第1項の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	〒310-0011 茨城県水戸市三の丸〇丁目〇番〇号	
2	特定工場における製品(加工修理業に属するもの)にあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するもの(特定工場の種類)	0912 肉製品製造業 (ハム・ソーセージ)	
3	特定工場の敷地面積	変更前 0 m <sup>2</sup>	変更後 100,000 m <sup>2</sup>
4	特定工場の建築面積	変更前 0 m <sup>2</sup>	変更後 20,000 m <sup>2</sup>
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	<del>別紙3のとおり</del>	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	<del>別紙4のとおり</del>	
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	平成20年4月1日
	※整理番号	施設の設定工事	
	※受理年月日		
	※審査結果	※欄は、記載不要。	

日本標準産業分類の4桁分類及びその名称を記載し、主要製品名を記載。

- 敷地面積には、自己所有地のほか、借地を含む当該工場の利用に供する全面積を記載。ただし、飛び地、住宅、寮の用地、他者への貸与用地は含まない。
- 建築面積には、工場敷地内の工場、事務所、倉庫等の全ての建築面積を記載。(水平投影面積を記載)

- 埋め立てや造成工事を行う場合には、「造成工事等」に造成工事等の開始予定日を記載。(該当がない場合には空欄で可)
  - 生産施設や緑地等の開始予定日は、「施設の設定工事」に記載。
- ※ これらの予定日は、届出受理日の翌日から起算して90日(期間短縮申請は30日)を経過した日以降でなければならない。

※欄は、記載不要。

特定工場新設（変更）届出及び美施制限期間の短縮申請書（一般用）

平成 年 月 日

- 期間短縮申請を行う場合には、この様式を使用。
- 記載内容は、様式第1と同様。

殿

届出者  
所在地  
名称  
代表者

印

(担当者)

電話 ( ) -

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届出るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場 所			
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するもの）にあつては特定工場の種類			
3	特定工場の敷地面積	変更前 m <sup>2</sup>	変更後 m <sup>2</sup>	別紙1のとおり
4	特定工場の建築面積	変更前 m <sup>2</sup>	変更後 m <sup>2</sup>	別紙2のとおり
5	特定工場における生産施設の面積			別紙3のとおり
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置			別紙4のとおり
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置			
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用			造成工事等 施設の設定工事
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日			
※整理番号				
※受理年月日				
※審査結果		※備考		

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
第一工場 ボイラー室 第二工場	セー1	0	5,000	+ 5,000
	セー2	0	1,000	+ 1,000
	セー3	0	10,000	+ 10,000
生産施設の面積の合計		0	16,000	+ 16,000
				0

○ 「生産施設の名称」欄  
生産工程が工場建屋単位で独立している場合は、それぞれの建屋を一つの単位として取り扱う。

○ 「施設番号」欄  
工場建屋単位及び工場建屋外の機械装置単位に「セー1」から始まる一連番号を記載する。

○ 「面積」欄  
原則として水平投影面積を記載する。

生産施設とは・・・（工場立地法施行規則第2条）

1. 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業における製造工程又は熱供給業における熱発生工程（以下「製造工程」という。）を形成する機械又は装置が設置される建築物
2. 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの

◎ 「製造工程等を形成する機械又は装置」とは・・・（工場立地法運用例規集1-3-1-1）  
原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち、直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設（受変電施設及び用水施設を除く。）

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)	
		変更前	変更後		
敷地東側周囲 敷地北側周囲 駐車場南側 駐車場東側 第一工場北側	リー1	0	5,000	+	5,000
	リー2	0	1,500	+	1,500
	リー3	0	700	+	700
	リー4	0	8,000	+	8,000
	リー5	0	5,800	+	5,800
緑地面積の合計			21,000	+	21,000
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)	
		変更前	変更後		
テニスコート	カー1	0	5,000	+	5,000
緑地以外の環境施設の面積の合計		0	5,000	+	5,000
環境施設の面積の合計		0	26,000	+	26,000

○ 「緑地の名称」 「緑地以外の環境施設の名称」欄記載例のように、具体的に記載する。

○ 「施設番号」欄

区画ごとに緑地の設置場所をリー1（緑地以外の環境施設にあっては「カー1」）から始まる一連番号で記載する。

○ 「面積」欄

原則としてさく、置石、へい等で区画された土地の面積を一つの単位として取扱う。

緑地とは・・・（工場立地法施行規則第3条）

1. 樹木が生育する10㎡を超える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、次の基準のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの。  
イ 10㎡当り高木（成木に達したときの樹高が4㎡以上の樹木をいう。）が1本以上あること。  
ロ 20㎡当り高木が1本以上及び低木（高木以外の樹木をいう。以下同じ。）が20本以上あること。

2. 低木又は芝その他の地被植物（除草などの手入れがなされているものに限る。）で、表面が被われている10㎡を超える土地又は建築物屋上等緑化施設

緑地以外の環境施設とは・・・（工場立地法施行規則第4条）

噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、その他これらに類する施設の用に供する区画された土地で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされるもの。（駐車場、体育館、クラブハウス等は含まれない。また、広場等については公園的なものとする。）

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー1、リー2、リー3、リー5、カー1
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	18,000 ㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	工場周辺に住宅地が散在しているため、環境施設をできるだけ敷地周辺に配置するとともに、既存の自然林を有効に生かすようにした。

緑化計画書

施設番号	施行規則 第3条	面積 (㎡)		地被植物 (㎡)		高木 (本)			低木 (本)			備考		
		変更前	変更後	名称	変更前	変更後	樹名	変更前	変更後	樹名	変更前		変更後	
リー1	1-1	0	5,000			クマツヅク	0	500						
リー2	1-1	0	1,500			桜	0	75			0	1,000		
リー3	2	0	700			芝	0	700						
リー4	1-1 2	0	8,000			芝	0	3,000			0	500		
リー5	1-1 1-1													
合計		0	21,000				0	3,700			0	1,615	0	1,800

工場立地法施行規則の改正 (平成23年9月30日施行) により提出不要となりました。

※ この様式は、別紙2「特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置」の緑地に係る内訳。よって、「施設番号」及び「面積」は、別紙2と一致すること。

○ 「施設番号」欄  
別紙2と対応関係にあること。

○ 「施行規則第3条」欄  
該当する号を例のように記載すること。

工場立地法施行規則 (抜すい)

第3条 法第4条第1号の緑地は、次の各号に掲げる施設とする。

1 樹木が生育する10㎡を超える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、次の基準のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさをみてこれと同等であると認められるもの。

イ 10㎡当り高木 (成木に達したときの樹高が4m以上の樹木をいう。) が1本以上あること。

ロ 20㎡当り高木が1本以上及び低木 (高木以外の樹木をいう。以下同じ。) が20本以上あること。

2 低木又は芝その他の地被植物 (除草などの手入れがなされているものに限る。) で、表面が被われている10㎡を超える土地又は建築物屋上等緑化施設

※ 「リー4」について  
 $(1-1) + (2) = (\text{高木} 500 \text{本} \times 10 \text{㎡}) + (\text{地被植物 (芝)} 3,000 \text{㎡}) = 8,000 \text{㎡}$

※ 「リー5」について  
 $(1-1) + (1-1) = (\text{高木} 500 \text{本} \times 10 \text{㎡}) + ((\text{高木} 40 \text{本} \cdot \text{低木} 800 \text{本}) \dots 800 \text{㎡}) = 5,800 \text{㎡}$

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称			
工業団地の所在地			
工業団地の面積		m <sup>2</sup>	
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計		m <sup>2</sup>	
工業団地共通施設の面積の合計		m <sup>2</sup>	
うち	緑地	面積	種類
	緑地以外の環境施設	面積	種類
	その他の共通施設	面積	種類
	その他の施設	面積	種類
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他	<p>工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他</p>		

※ 団地特例適用工業団地のみ記載  
 鹿島臨海、波崎、中郷、南中郷、赤浜、伊師、日立北、平原南部、那珂西部、常陸太田、宮の郷、水戸北部、茨城中央、笠間稲田石材、岩井幸田（平成21年1月現在）



準 則 計 算 表

中分類業種名 食料品製造業 (肉製品製造業)

細分類番号 0912

$\gamma$  : 65%       $\alpha$  :

(1) 生産施設

$$P \leq \gamma \times S$$

(P : 生産施設の面積,  $\gamma$  : 生産施設の上限割合 (準則 別表第 1), S : 敷地の面積)

$$P = 16,000 \leq 0.65 \times 100,000$$

$$P = 16,000 \leq 65,000$$

∴ 準則を満たしている。

(2) 緑地

$$G \geq 0.20 \times S$$

(P : 緑地の面積, S : 敷地の面積)

$$G = 21,000 \geq 0.20 \times 100,000$$

$$G = 21,000 \geq 20,000$$

∴ 準則を満たしている。

(3) 環境施設

$$E \geq 0.25 \times S$$

(E : 緑地を含む環境施設の面積, S : 敷地の面積)

$$E = 21,000 + 5,000 \geq 0.25 \times 100,000$$

$$G = 26,000 \geq 25,000$$

∴ 準則を満たしている。

○ 生産施設、緑地、環境施設の敷地に対する面積割合が、それぞれ所定の数値を満たしていることを算式により証明する。

準則計算推移表

会社工場名	TEL			(団地名)		代表業種名		団地特例		業種	整理番号 受理年月日 敷地面積	E <sub>1</sub> (次回 E <sub>0</sub> )	当該E 設置 (E <sub>0</sub> )	G <sub>1</sub> (次回 G <sub>0</sub> )	当該G 設置 (G <sub>0</sub> )	生産施設面積 変更後 面積	生産施設面積 当該変更 面積	備考	
	下	-	-	-	-	有	無												
担当者 細分類番号 P o i γ i α i 昭和49年 6月28日 現在の現況	増設可能 敷地面積																		

※ 当様式は、これまでの変更内容の過程を追記していくもの。  
 ※ よって、初めての届出である「新設届出」の際は、提出不要のこと。  
 ※ 次回以降の「変更届出」の都度、作成・提出すること。

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類	工事の日程												
	年 月	20年 4月	5月	6月	7月	8月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	
造成（埋立）工事													
敷地の増減の移転登記日を記載													
生産施設の設置工事													
施設の種類	施設番号	4/1着工	5/25着工	6/30完成	6/15完成	6/15完成	7/1運転開始						
第一工場	セー1	4/1着工	5/25着工	6/30完成	6/15完成	6/15完成	7/1運転開始						
ボイラー室	セー2		5/25着工	6/30完成	6/15完成	6/15完成	7/1運転開始						
第一工場	セー3	4/1着工		6/30完成	6/15完成	6/15完成	7/1運転開始						
環境施設・緑地の設置工事													
施設の種類	施設番号	4/1着工	4/20着工	6/20完成									
敷地東側周囲	リー1	4/1着工	4/20着工	6/20完成									
敷地北側周囲	リー2		4/20着工	6/20完成									
駐車場南側	リー3		4/20着工	6/20完成									
駐車場東側	リー4		4/20着工	6/20完成									
第一工場北側	リー5		4/20着工	6/20完成									
テニスコート	カー1	4/10着工	5/1完成										
その他の主要施設の設置工事		4/1着工		6/1完成									
事務所		4/1着工		6/1完成									

○「生産施設の設置工事」届出書に記載した内容に沿って記入する。  
なお、変更届出の場合は、変更に係る施設について記入する。

○環境施設・緑地の設置工事  
緑地の設置工事は、原則として生産施設の工事終了時までには終えるようにする。

○その他の主要施設の設置工事  
当該工事開始が生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の設置工事よりも早い場合にのみ記入する。

事業概要説明書

○ 届出に係る生産施設の稼働開始日を記載する。


○ 各製品毎に各々の業種に応じて、通常用いる単位で記載する。  
(例) t/日, m<sup>3</sup>/日, 台/月 等

※ 変更届出の場合は、変更後の数値等を記載する。

1	生産開始の日	平成22年7月1日					
2	主要製品別生産能力及び生産数量						
	製品名	生産能力		生産数量			
	ハム ソーセージ	1,000 t/日 1,300 t/日	900 t/日 1,200 t/日				
3	水源別工業用水使用量 (単位：トン/日)						
	上水道	工業用水道	河川表流水	計	井戸水	その他	海水
	500			500			
4	電力の使用量 (単位：KWH/日)						
	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量			
	30,000						
5	輸送手段別輸送量 (単位：トン/日)						
	輸送品目	輸送手段	自動車	鉄道	船舶	その他	計
	燃料、原材料及び外注部品 製		6,000 5,000	11,300			6,000 5,000
6	従業員数 (単位：人)						
	職員		工員		計		
	男 15 女 10	男 200 女 50	275		男 215 女 60		

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図

別添「図 1」のとおり



縮尺 1/


○ 配置図は、凡例のように色により明示するとともに、別紙 1～3 に記載した施設番号（セー1、リー1 など）を記載。

- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色形でそれぞれの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記して下さい。
- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示してください。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては五分の一ないし十分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあつては十分の一ないし二十分の一、500ha以上の工場等にあつては二十分の一ないし三十分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規定及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

施設の種類	施設の色
生産施設	青
緑地	緑
緑地以外の環境施設	黄

22頁のイメージ図参照

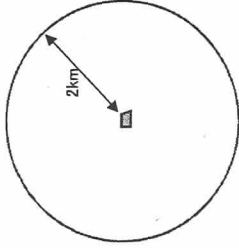
特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	100,000 m <sup>2</sup>	(うち自己所有地	・ 100,000 m <sup>2</sup> )
都市計画法上の区域区分 (※右記の該当項目を○で囲んでください。)	①工業専用地域    ②工業地域    ③準工業地域 ④住居系地域    ⑤商業系地域    ⑥市街化調整区域 ⑦未編入都市計画区域    ⑧都市計画区域外    ⑨都市計画なし		
特定工場用地利用状況説明図	 <p>縮尺 1/</p>		
別添「図 2」のとおり	特定工場用に供する土地の説明 準工業地域		

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 2 都市計画法上の用途地域を記入して下さい。
- 3 特定工場用に供する土地の説明欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
- 4 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内の地面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

4

縮尺 1/100



2km

(図2) 特定工場用地利用状況説明図(イメージ)  
※ 地図上に、周辺2km程度の範囲を明記する。